

郡山市高齢者運転免許証返納推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、運転免許証の自主返納をした75歳以上の高齢者に対して、郡山市高齢者運転免許証返納推進事業利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより、交通事故の未然防止を図り、もって安全安心な交通社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第84条に規定する全ての免許について、同法第104条の4第1項の規定に基づき福島県公安委員会にその取消しを申請し、福島県公安委員会が発行する申請による運転免許の取消通知書（以下「通知書」という。）の交付を受け、運転免許証を返納することをいう。
- (3) NORUCA（記名式） 福島交通株式会社が発売している利用者の名前が印字されているカードで、事前に入金することによりバスの乗降時に整理券を使わずに自動的に精算が可能になるものをいう。
- (4) ノルカパス75 福島交通株式会社が発売している75歳以上の高齢者に対して発行する定期券をいう。
- (5) タクシー事業者 市内において道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (6) AIZU NORUCA（記名式） 福島交通株式会社が発売している利用者の名前が印字されているカードで、事前に入金することによりバスの乗降時に整理券を使わずに自動的に精算が可能になるものをいう。
- (7) AIZU NORUCA通勤定期券 福島交通株式会社が発売している定期券のうち、区間を指定して発行する定期券をいう。

(交付対象者)

第3条 利用券の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、自主返納をした者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自主返納時において本市に住所を有している者
- (2) 自主返納時において75歳以上である者

(利用券の交付申請等)

第4条 利用券の交付を受けようとする者は、通知書を提示し、郡山市高齢者運転免許証返納推進事業利用券申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請書の交付申請期間は、通知書の交付を受けた日から起算して1年間とする。

(利用券の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、利用資格があると認めるときは、郡山市高齢者運転免許証返納推進事業通知書兼利用資格者認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）及び郡山市高齢者運転免許証返納推進事業利用券（第3号様式）を申請者に交付する。

- 2 利用券は、1枚当たり500円を助成の限度とする。
- 3 利用券の交付の枚数は、10枚とする。
- 4 前項の交付は、1人につき1回限りとする。
- 5 利用券は、再交付しないものとする。

(利用券の使用の内容)

第6条 利用券は、次の各号に掲げる費用の支払等について使用することができる。

- (1) NORUCA(記名式)の購入
- (2) NORUCA(記名式)への入金
- (3) ノルカパス75の購入
- (4) 郡山地区ハイヤータクシー協同組合に加入するタクシー事業者が運行する一般乗用旅客自動車及び自家用有償旅客運送自動車(市町村運営有償運送に係るものを除く。)を利用する際の料金の支払
- (5) AIZU NORUCA(記名式)の購入
- (6) AIZU NORUCA(記名式)への入金
- (7) AIZU NORUCA通勤定期券の購入

(利用券の有効期限)

第7条 利用券の有効期限は、当該利用券の交付を受けた日から起算して1年間とする。

(資格の喪失及び資格証等の返還)

第8条 利用券の交付を受けた者が本市に住所を有しなくなったときは、認定証及び利用券を市長に返還するものとする。

(利用資格の認定の取消し等)

第9条 市長は、利用券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用資格の認定を取り消し、利用券又は既に助成した金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、利用券の交付を受けたとき、又は利用券を利用したとき。
- (2) 他の者に利用券を譲渡し、又は利用させたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による利用券の交付は、平成29年8月1日以後に自主返納をした者に適用する。

附 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は令和元年12月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年7月27日から施行する。

附則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

郡山市高齢者運転免許証返納推進事業利用券申請書

年 月 日

郡山市長

私は、道路交通法第84条に規定するすべての免許を返納しましたので、「郡山市高齢者運転免許証返納推進事業」による利用券を、次のとおり申請します。

ふりがな					
氏名					
住所	郡山市				
生年月日	年 月 日	返納年月日	年 月 日	返納時の年齢	歳
電話番号	()		性別	男 ・ 女	
(代理の場合) 窓口に来られた方	ふりがな			生年月日	年 月 日
	氏名				
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (電話番号 -)		申請者との関係	配偶者 ・ 子 ・ 孫 兄弟姉妹 ・ 友人 その他 ()
同意事項	私（代理人も含む）は、本申請に関する項目について、住民基本台帳登録情報を参照することに同意します。				

郡山市記入欄 太枠部分は記入しないでください。

確認欄	<input type="checkbox"/> 申請による運転免許の取消通知書 ※本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書（写真付） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 ()		
	※代理人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 ()		
認定番号	—	個人コード	
備考			

第2号様式（第5条関係）

郡山市高齢者運転免許証返納推進事業通知書兼利用資格者認定証

あなたを郡山市高齢者運転免許証返納推進事業実施要綱に基づく利用資格者として認定します。

氏 名
認 定 番 号

年 月 日

郡 山 市 長 印

お問合せは
郡山市セーフコミュニティ課
電話（024）924-2151

第3号様式（第5条関係）

（表面）

切り取り	【事業所控】	郡山市高齢者運転免許証返納推進事業利用券	
	認定番号	認定番号	
		氏名	
	氏名	助成額	
		有効期限	
		交付者 郡山市長 印	

（裏面）

<p>各事業者において、利用年月日等を記載の上、市に請求する際に添付してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">利用年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	利用年月日		指定番号		事業者名		備考		<p>【事業所控】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; height: 40px;">利用年月日</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	利用年月日		切り取り
利用年月日												
指定番号												
事業者名												
備考												
利用年月日												